

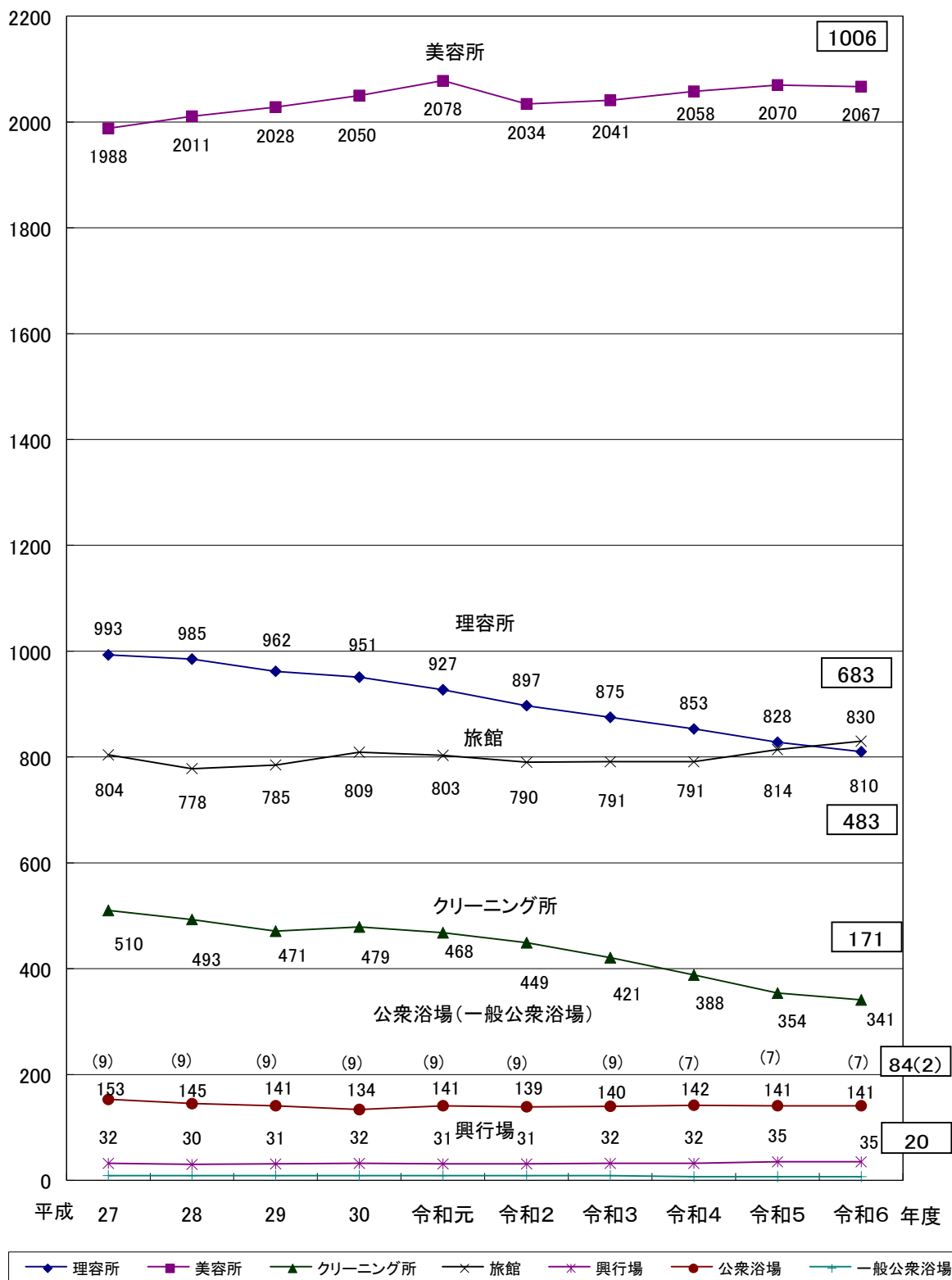
13. 生活衛生

(1) 生活衛生関係営業施設数(理容、美容、旅館、クリーニング、公衆浴場、興行場関係)

県内の生活衛生関係営業施設数は令和6年度末で2,447(高知市を除いた数)であり、全体での施設数はやや減少傾向にある。

クリーニング所については、半数以上が洗濯をしないで洗濯物の受取及び引渡しのみを行ういわゆる取次店である。

年度別施設数



(2)生活衛生関係営業施設等の監視状況

生活衛生関係営業施設及び特定建築物については、公衆衛生の見地から、施設等の監視指導を年度ごとに「高知県生活衛生監視指導計画」を策定し実施している。また、必要に応じて科学検査を行い、施設の衛生維持を図っている。

○年度別生活衛生関係施設数及び監視指導状況

(平成30～令和6年度)

年度		旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	計	特定建築物	温泉利用施設
元	施設数	668	17	85	554	1,045	254	2,623	80	72
	監視指導件数	131	1	88	57	89	16	382	1	
	監視率	20%	6%	104%	10%	9%	6%	15%	1%	
2	施設数	654	17	85	547	1,038	244	2,585	81	70
	監視指導件数	96	4	60	30	67	60	317	4	
	監視率	15%	24%	71%	5%	6%	25%	12%	5%	
3	施設数	654	18	84	536	1,038	224	2,554	85	71
	監視指導件数	105	2	82	65	91	35	380	11	
	監視率	16%	11%	98%	12%	9%	16%	15%	13%	
4	施設数	658	18	87	523	1,037	207	2,530	83	71
	監視指導件数	97	4	73	46	78	69	367	8	
	監視率	15%	22%	84%	9%	8%	33%	15%	10%	
5	施設数	672	20	85	502	1,028	182	2,489	85	70
	監視指導件数	128	4	67	46	85	7	337	12	
	監視率	19%	20%	79%	9%	8%	4%	14%	14%	
6	施設数	683	20	84	483	1,006	171	2,447	87	66
	監視指導件数	97	7	77	64	134	42	421	10	
	監視率	14%	35%	92%	13%	13%	25%	17%	11%	

(3)墓地の許可及び設置状況

墓地等にあつては、許可申請に伴う調査の結果、6年度の保健所権限墓地の新設件数は49件であり、5年度と比べ8件増加している。墓地需要の動向並びに土地利用計画等、勘案のうえ墓地の新設は、市町村で経営するよう指導を行っているが、財政事情等により、その実現は困難な場合が多く、必然的に個人墓地私有墓地の設置にゆだねられている。
(公営38、法人18、地縁団体22、個人4,536)

(4)生活衛生営業資金融資状況

令和6年度の借入れ申込みは40件279,570千円であり、令和5年度に比べ申込件数は増加し、金額はほぼ横ばいであった。また、申込件数及び金額に対する決定率は件数90.0%及び金額81.8%と、令和5年度と比較し件数は4.1%の減少、金額は0.6%の増加となった。

○日本政策金融公庫融資状況

年度	申込件数 (件)	申込金額 (千円)	決定件数 (件)	決定率	決定金額 (千円)	決定率
26	88	482,200	78	88.6%	408,700	84.8%
27	93	705,810	83	89.2%	534,010	75.7%
28	96	789,420	87	90.6%	616,630	78.1%
29	92	561,220	81	88.0%	495,900	88.4%
30	81	533,100	71	87.7%	407,000	76.3%
R元	100	785,730	91	91.0%	716,530	91.2%
R2	136	1,078,120	123	90.4%	892,000	82.7%
R3	35	223,410	24	68.6%	102,810	82.7%
R4	33	185,460	25	75.8%	124,160	66.9%
R5	34	280,780	32	94.1%	227,980	81.2%
R6	40	279,570	36	90.0%	228,570	81.8%

○令和6年度事業別申込状況

業種別	借入申込件数 (件)	構成率	借入申込金額 (千円)	構成率
理容	5	12.5%	10,900	3.9%
美容	11	27.5%	61,020	21.8%
旅館ホテル	2	5.0%	24,960	8.9%
クリーニング	3	7.5%	46,900	16.8%
興行	0	0.0%	0	0.0%
喫茶飲食	11	27.5%	100,900	36.1%
中華料理	0	0.0%	0	0.0%
食肉販売	0	0.0%	0	0.0%
社交飲食業	8	20.0%	34,890	12.5%
未結成	0	0.0%	0	0.0%
計	40	100.0%	279,570	100.0%

(5) 経営指導員による経営指導状況

生活衛生関係営業の経営の近代化等を図るため、営業相談室に3名の経営指導員が設置され、経営指導等の相談業務にあっている。

○令和5年度営業相談室における窓口相談実施状況

対象業種	指導 延日数	指 導 件 数 (件)							合計
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	
理 容	127	6	5	0	5	0	5	262	283
美 容	175	67	8	0	8	0	9	297	389
旅館ホテル	74	0	3	0	3	0	3	157	166
クリーニング	197	15	10	1	8	0	212	193	439
興 行	35	0	2	0	2	0	2	73	79
喫茶飲食	177	21	13	0	13	0	13	334	394
中華料理	87	5	12	0	12	0	12	154	195
食肉販売	46	0	1	0	1	0	1	100	103
社交飲食業	110	52	9	0	8	0	8	168	245
未 結 成	155	10	4	1	4	0	4	753	776
計	1,183	176	67	2	64	0	269	2,491	3,069

(6) 水泳場の施設及び監視状況

遊泳用プールでは、排水溝への吸い込み事故等を未然に防ぐため、シーズン前の点検を確実に行ってもらうよう、保健所職員の立入及び通知により注意喚起をしている。

また、衛生確保については、行政検査及び自主検査の確認を徹底している。

一方、海水浴場については、毎年開場前及び開場中に水質の行政検査を行い、開場前の検査結果を公表し、利用者の用に供している。水泳に適する水質が維持されており、不適となったことはない。

ア 遊泳用プール(学校プールを除く)施設数

年 度	設 置 場 所	公 営・民 営 の 別	
		公 営	民 営
26	33	20	13
27	33	20	13
28	32	19	13
29	33	20	13
30	33	20	13
R元	33	20	13
R2	31	18	13
R3	33	20	13
R4	33	20	13
R5	33	19	14

イ 海水浴場水質検査状況

海水浴場名 (所在市町村名)	採水年月日	ふん便性大腸菌群数 (注1) (最小～最大)	油膜	COD (注2) (最小～最大)	透明度 (m)	pH (最小～最大)	判定
しら白 ^{はま} (東洋町)	2024.5.8	13	油膜が認められない	1.6	全透 (1.0m以上)	8.1 (8.1～8.2)	適 (水質A)
	2024.5.16	<2～28)		(1.3～1.8)			
ヤ・シイパーク (香南市)	2024.5.13	10	油膜が認められない	1.6	全透 (1.0m以上)	8.2 (8.1～8.2)	適 (水質A)
	2024.5.17	<2～30)		(1.3～1.8)			
おきつ ^{おむろ} 興津小室の ^{はま} 浜 (四万十町)	2024.5.14	<2	油膜が認められない	1.2	全透 (1.0m以上)	8.2 (8.1～8.2)	適 (水質AA)
	2024.5.17	<2～<2)		(0.8～2.0)			
うき浮 ^{つ津} (黒潮町)	2024.5.14	<2	油膜が認められない	1.2	全透 (1.0m以上)	8.2 (8.2～8.2)	適 (水質AA)
	2024.5.17	<2～<2)		(1.0～1.5)			
いり入 ^{の野} (黒潮町)	2024.5.14	<2	油膜が認められない	1.1	全透 (1.0m以上)	8.2 (8.1～8.2)	適 (水質AA)
	2024.5.17	<2～3)		(1.0～1.2)			
た ^つ く ^し さ ^{くら} は ^{はま} 菟串桜浜 (土佐清水市)	2024.5.15	<2	油膜が認められない	1.0	全透 (1.0m以上)	8.2 (8.1～8.2)	適 (水質AA)
	2024.5.22	<2～<2)		(0.8～1.2)			

(注1) ・単位：個/100ml (注2) ・単位：mg/l

参考(判定基準)					
区分	項目	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度
適	水質AA	不検出(検出限界 2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l以下(湖沼は3mg/l以下)	全透(1m以上)
	水質A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/l以下(湖沼は3mg/l以下)	全透(1m以上)
可	水質B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	1m未満～50cm以上
不適		1000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。